

令和8年度4月からの平群町学校部活動の地域移行(地域展開)化に関するQ&A

〈全体:運営面、活動面〉

Q1	休日の部活動はどうなるのですか。	A1	令和8年度4月から、休日は学校部活動ではなく「地域クラブ」と呼ばれる団体に所属し活動することが基本となります。
Q2	本町の休日「地域クラブ」は、どこの団体になるのですか。また、どの部活動が「地域クラブ」に所属しますか。	A2	本町では、次の2つに所属します。 ① 平群町総合型スポーツクラブ「くまがしクラブ」 野球部、サッカー部、ハンドボール部、ソフトテニス部、バレーボール部、バスケットボール部 ② 平群町教育委員会が認定した「地域クラブ」 卓球部、吹奏楽部
Q3	休日の活動は、誰が指導して下さるのですか。	A3	「地域クラブ」に登録された指導者が指導を行います。 どの種目・競技も、 ア、2名の「A登録指導者(休日を中心となって指導を行う方)」 イ、1名の「B登録指導者(A指導者のサポートを行う方)」の合計3名体制を基本としています。
Q4	休日の活動はどの程度行われるのですか。	A4	月3回を基本に、1回あたり3時間を上限とした活動となります。 ※ 公式戦前は月に4回～5回行う場合もあります。詳細は指導者から伝えていただきます。
Q5	休日における「地域クラブ」の活動場所はどこになるのですか。	A5	全ての活動(運動部・文化部)は、これまで通り、「学校施設」を使って活動することを基本とします。但し、次年度(R8)に、全ての小・中学校体育館の「空調設備設置工事等」を計画しています。特に中学校は、空調設備以外に、体育館の雨漏りや照明器具の取り換え、壁面や床面の改善など、多方面に及び補修改善工事を予定しており、その為に工事期間が長期に及ぶことが予想されます。 については、運動部の体育館種目の活動に支障をきたす為、工事期間中の代替施設として、町内小学校の体育館や町公共施設等の利用を考えています。 現在、平群町総合型スポーツクラブである「くまがしクラブ」の協力のもと、各種目の「体験会」を開催し、次年度に向けた移動の手段や必要な物品、その他環境整備等、様々想定されることの検証に取り組んでいます。次年度4月からの地域移行が、出来る限りスムーズにスタート出来るように努めてまいります。
Q6	公式戦や大会・コンクール等への出場はどうなるのでしょうか。その際、誰が引率してくれるのでしょうか。	A6	次年度から、大会への出場は「地域クラブ」として大会登録し出場することを基本とします。については「平群中学校」ではなく、例えば、「(仮称)平群中学校野球クラブ」等の呼称となります。 また、休日に行われる大会・コンクール等の引率は、「地域クラブ指導者」が行います。
Q7	部員数が公式戦に満たない場合に、大会等への出場はどうなるのでしょうか。	A7	これまで、複数の学校による「合同チーム」を編成し公式戦等に出場している部活動種目があります。次年度からの「地域クラブ」同士の編成方法に関して、県教育委員会等は、これまで通りの方法での合同は認められず、他の条件等によることを原則としています。については、次年度4月からの公式戦への出場を実現するための条件を整えてまいります。
Q8	平日のクラブはどうなるのですか。平日も地域クラブに移行するのでしょうか。	A8	平日は、これまで通り「学校部活動」として実施します。但し、いずれ近い将来の内に、平日の地域移行に取り組む必要があると考えています。引き続き、国や県の動向や方針を注視しながら、慎重に進めてまいります。
Q9	文化部の中には次年度4月から「地域移行クラブ」へ移行しない種目があります。これは次年度から廃部になってしまうのでしょうか。今後の見通しはどうなるのでしょうか。	A9	次年度からの「地域クラブ」実施は、奈良県教育委員会からの通知(「休日の活動における指導を、これまで通りの学校の教員によることを廃止する」というもの)を受け、休日の活動体制の整備に取り組んでいることです。本町では、これまでの活動体制や活動種目・性質が出来る限り継続できるように、中学校と密に相談を重ね進めてきています。 平日は、これまで通り「学校部活動」として実施していきます。については、文化部で「地域クラブ」へ移行しない種目は、平日のみの活動として維持していくものであり、決して廃部するものではありません。
Q10	下校時間等の安全が心配です。特に秋から冬場は帰宅時は真っ暗です。仕事の都合で迎えに行けない日も多く、現状でも心配しています。これ以上帰宅時間が遅くなら無いようにしていただきたいのですが、いかがでしょうか。	A10	A8の回答に記載の通り、平日はこれまで通りの学校での部活動です。については、帰宅時刻も通常と変わりませんが、実際に現在の冬場は真っ暗な状況です。下校時の安全面は学校からも注意喚起しますが、ご家庭でも十分にご注意くださるよう、引き続きよろしくお願いたします。尚、次年度において、休日の活動が夜間に実施されることは無いものと考えます。
Q11	休日の活動の際、これまで活動場所や時間の変更等があった場合には、顧問の先生から連絡をいただいていたのですが、今後はどのようになるのでしょうか。また、これまで、県大会などの試合について、顧問の先生と保護者会代表等が連絡を取り合い、全保護者へ日時や必要な連絡を回していましたが、そのあたりもどのようになるのでしょうか。	A11	地域クラブが「くまがしクラブ」の場合は、連絡アプリである「パスキャッチシステム」を活用し出欠管理や活動に関する連絡等を行います。 尚、各種目や競技ごとに連絡が必要となる事も考えられますが、この事は次年度4月以降の体制に切り替わってからお伝えいたします。
Q12	ボールなどの消耗品、ユニフォーム、ピンスなど今後買い替えが必要になるもの等は、地域クラブが用意して下さることになるのでしょうか。	A12	これまで、学校部活動に係る備品(ユニフォーム等)や消耗品については、町から「補助金」として中学校にお渡ししています。次年度以降も平日の部活動は実施していく事から、引き続き、町からの予算措置を考えています。
Q13	次年度以降、現在の中学校の部活動以外に「新たな地域クラブ」としての創設はあるのでしょうか。	A13	「新たな地域クラブ」としては、一昨年度から国(スポーツ庁)の実証事業として取り組んできています「ダンス」と「硬式テニス」の継続を予定しています。次年度の国や県からの事業補助が、引き続き行ってもらえるのかという課題もあります。決定次第お伝えしてまいります。
Q14	地域移行に関する「受益者負担」が必要であると聞きますが、どの程度の負担があるのでしょうか。家庭での負担を、少しでも緩和していただけるような町予算、PTA拠出、寄付などの検討の有無はされているのでしょうか。	A14	「地域クラブ」活動に伴い「指導者謝金」や「傷害保険料」などの諸経費が必要となります。これらが保護者の皆様による受益者負担となります。 この事については、現在町内部で協議するとともに、国や県からの活動費の補助、助成金等の情報収集に努めておりますが、今のところ月額2,000円～3,000円相当のご負担をお願いする予定と考えています。今後詳細が定まり次第お伝えいたします。 なおこれ以外にそれぞれの種目・競技に必要な、例えばグローブやラケット、競技用シューズ、楽器に関する経費等の別途ご負担が必要となることをご理解いただきたいです。 これまで機会あるたびに、国及び県への補助金要望を、全市町村をあげて行っています。 また、町独自の予算措置も併せて検討中です。少しでもご家庭からのご負担を軽減できるよう引き続き、努めてまいります。
Q15	次年度、なぜ「バスケットボール・サッカー・ソフトテニス」は、新入生の募集を停止するのですか。	A15	理由の一つとして、今後平群中学校生徒数の減少傾向が見込まれる中、単独チームとして公式戦等に出場することが難しいことが予想できる競技・種目もあり、今後の中学校の部活動の適正規模も見据えて判断を行っていることがあげられます。 また現在、町内には競技・種目を専門としたクラブチームがあり、小学校段階からそれぞれの専門競技・種目に取り組んでいる人もいます。このような専門競技・種目での活動や、より専門的な指導者による指導を受けることが出来るクラブへ移行することがこの「地域移行(地域展開)化」の特徴でもあります。

〈指導者について〉

Q16	休日の指導者がどういった方なのか、誰になるかというのはいつ分かりますか？	A16	教員の中には、「兼職兼業制度」を運用し、地域クラブの指導者として登録される方もおられます。教職員の人事異動が3月末にならないと公表できないことから、具体的な個人名は3月末にお伝えする予定です。「指導者が見つからないのでは」という不安が募っておられることは十分に承知しておりますが、過日生徒・保護者向け文書にある「別表」としてお示ししてきていますことは、「指導者の確保及び活動の見通しが立っている。」ことであるとご理解ください。
Q17	平日の顧問の先生と休日の指導者の方との間で、申し送り等密な連携はしていただけるのでしょうか。	A17	種目によっては、平日と休日の指導者が異なることは、今後必ず起こりうることを考えています。本来は、生徒にとつて、平日と休日と同じ指導者である事が望ましいと考えますが、全く別の指導者の場合であっても、生徒に活動上の混乱が生じないよう、密な連携連絡をすることを確認し進めてまいります。
Q18	どのような方が地域クラブの指導者になって下さるのですか。その際、指導者資格等、任用に際しての基準は設けられているのでしょうか。また、指導者の方々への心的負担を軽減する仕組みやサポート等相談できる環境の整備はできているのでしょうか。	A18	A16でも記載の通り、教員の中には「兼職兼業制度」を使って「地域クラブ指導者」として従事して下さる方もおられますが、原則は教員以外からの指導者を確保し展開していくが求められています。 国が定める「ガイドライン」に、部活動指導者、地域クラブ指導者は、優れた指導技術はもとより、適切な指導(暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶)者の確保に努めることと明記されています。 本町としても、この事の徹底を図る為、現顧問等の教員や役場職員、地域スポーツ協会、各種クラブチーム指導者等、確かな情報を手掛かりに指導者の確保に努めましたところ、現行の見通しにまで至っております。 また、指導者として必要な資格等につきましては、過日奈良県教育委員会から、指導者資格の要件が情報提供されてきています。当内容について確認し、不備の無いように努めてまいります。 尚、「くまがしクラブ」においても、指導者配置・任用における「資格基準・要件」を定め、指導者とのヒアリングや面談等を行い、危機管理に努めています。 指導者の相談機関として、くまがしクラブ、学校、町教育委員会が中心となり、指導者の不安や悩み、疑問等の解消を図るとともに、サポート体制の充実に努めてまいります。